

資料編

1. 都市計画マスタープラン改定の経緯

(1) 改定の経緯

年 月 日	内 容
H11.6.10	都市マスタープランの策定（旧新発田市）
H19.12.18	都市マスタープランの改訂
H29.3.31	都市計画マスタープランの改訂・公表
R3.8.19	都市計画審議会において、「新発田市都市計画マスタープランの改訂について」説明・意見交換
R3.10.22	都市計画審議会において、「新発田市都市計画マスタープランの改訂について」説明・意見交換
R3.11.18	都市計画審議会において、「新発田市都市計画マスタープラン（素案）について」説明・意見交換
R3.12.15 ～ R4.1.14	パブリックコメントの実施
R4.1.18	都市計画審議会へ「新発田市都市計画マスタープランの改訂について」 質問
R4.3.2	都市計画審議会において、「新発田市都市計画マスタープランの改訂について」 の答申
R4.3.31	新発田市都市計画マスタープランの改訂・公表



都市計画審議会 (R3.11.18)

(2) パブリックコメント

実施期間	令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)
閲覧場所	本庁舎、各支所、地域整備庁舎、生涯学習センター、イクネスしばた
募集及び提出方法	「意見書」または任意の様式に意見を記入し、郵送または、市ホームページの電子申請システムから提出または、各閲覧場所に設置している専用箱へ投函
提出件数	0件

(3) 新発田市都市計画マスターplan(案)についての意見照会

■新発田市都市計画マスターplanについての諮問

地整第2047号
令和4年1月18日

新発田市都市計画審議会
会長 時田 一雄 様

新発田市長 二階堂 馨

審議会への諮問について

下記の案件について、審議会へ諮問します。

記

議案番号	件名
1	新発田市都市計画マスターplanの改訂について
2	新発田市立地適正化計画の改訂について

■新発田市都市計画マスターplanについての審議会答申

都計審第7号
令和4年3月3日

新発田市長 二階堂 馨 様

新発田市都市計画審議会会長 時田 一雄

新発田市都市計画審議会諮問事項について（答申）

令和4年1月18日付地整第2047号で諮問された事項については、令和4年3月2日に開催した新発田市都市計画審議会において、下記の通り議決したので、その旨答申します。

記

意見照会事項	議決内容
新発田市都市計画マスターplanの改訂について	異存なし
新発田市立地適正化計画の改訂について	異存なし

2. 用語集

▶ あ 行

■ 1次（2次・3次）産業

第1次産業は、農業・牧畜業・水産業・林業・狩猟業など。第2次産業は、製造業・鉱業・建設業・ガス電気事業など。第3次産業は、商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業などのこと。

■ 意匠

製品のデザイン（外観）のこと。意匠法では、「物品（物品の部分も含む。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と定義されている（第2条第1項）。

■ A I 配車

A I（人工知能）が、車両の位置を常に把握し、利用者もスマートフォン等を使い配車を依頼することで、配車と運行ルート変更が即時可能となる。

■ 沿道型商業地（施設）

郊外の幹線道路沿いに、そこを通る車両をターゲットとして、大型の駐車場などを整備して立地する、比較的大型の店舗などの土地利用のこと。

■ オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地。あるいは敷地内の空き地を総称している。

▶ か 行

■ 買回り品

衣料品や家電製品など購入頻度が低く、消費者が品質や価格を比較検討して慎重に選ぶ商品のことで、呉服・寝具、高級衣料（背広・外出着）、服飾品・アクセサリーなどの品目を指す。

■ 合併処理浄化槽

し尿以外に生活雑排水をあわせて処理する形式の浄化槽で、水質に与える影響を大幅に低減することが可能である。し尿だけを浄化するものは単独処理浄化槽という。

■環境負荷

環境にかかる負担であって、環境保全への支障の原因となるおそれのあるもののこと。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

■幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に入り出す交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。都市計画道路^{*}の体系では、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路に大別される。幹線道路は、周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能をあわせもつものである。

■狭あい（道路）

主に幅員4m未満の大型自動車の通行が困難な道幅の狭い道路のこと。国土交通省の補助事業では、建築基準法第42条第2項・第3項の指定を受けた道路（2項道路・3項道路）、未指定の通路などを狭あい道路としている。

■供給処理施設

都市活動に不可欠な施設で、処理施設は下水道、汚物処理場、ごみ焼却場などの施設をいう。供給施設は、水道、電気供給施設、ガス供給施設、地域冷暖房施設などの施設をいう。

■行政評価

行政活動の実績などを、成果重視の視点から一定の尺度で測定し、その有効性や効率性などを分析するしくみのこと。

新発田市では、市政の透明性、公平性及び健全性を確保する観点から、基本目標、施策及び事務事業の特性に応じた合理的な手法を用いて定量的に実施し、ホームページなどで市民に公表している。

■共創

「市民と行政が共に創りあげる」こと。市では、平成13年より「共創のまちづくり」をまちづくりの基本理念として掲げている。

■協働

市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に補完し協力しあうこと。

■緊急輸送道路

災害などの異常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、主要な道路や県・市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連絡する道路。異常事態発生後の利用特性により3つに区分されており、第1次緊急輸送道路は、「広域的な輸送に必要な主要幹線道路、県庁所在地、地方中心都市、重要港湾および空港などを連絡する道路」とされている。

■ 区域区分

都市計画によって、都市計画区域を市街化区域*と市街化調整区域*とに区分（線引き）すること。

■ 景観アドバイザー

新発田市景観アドバイザー設置要綱に基づき、建築物や工作物・広告等のデザイン、色彩等について、周辺環境との調和方法などについてアドバイスする者。専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

■ 景観計画

良好な景観の保全と形成を図るために、区域（景観計画区域）や基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画。

■ 原風景

原体験におけるイメージで、風景のかたちをとっているもの。その人の心の中にいつまでも残っているような、幼いときの記憶を思い起こさせるイメージ。

■ 公園

住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、都市環境の整備及び改善、災害時の非難等に資するために設けられる公共用地。

（街区公園）街区に居住するものの利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

（近隣公園）近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。

（地区公園）徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。

（総合公園）都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。

（広域公園）市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごと 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。

（その他）風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。

■ 公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

■公共公益施設

公共施設（道路・公園・広場・緑地・下水道・河川－運河－水路及び消防の用に供する貯水施設など）と、公益施設（行政施設、教育施設、社会福祉施設、医療施設、交通施設、環境事業施設など）をあわせて表現したもの。都市計画の骨格を形成するような施設を公共施設と呼ぶのに対し、住民生活に必要なサービスを公益施設と呼ぶことが多い。

■交通結節点

鉄道の乗継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車－駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行なわれる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。

■国土強靭化地域計画

大規模自然災害時に備え、人命の守り、経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する強くてしなやかな地域の構築を目指す計画。

新発田市では、令和3年2月に策定。

■コンパクトプラスネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

▶さ 行

■災害救援協定

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、他の市町村や民間団体等と締結する協定。

■里山

集落の近くにあり、かつては薪炭用の木材などを採取していた、人の生活との関わりの深い身近な山・森林。

■市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

■市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、また原則として用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設は定めないものとされている。

■自主防災組織

地域住民が自主的な防災活動を行う上で、主に自治会・町内会等を単位とした組織。

■住区基幹公園

都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園・近隣公園及び地区公園が含まれる。

■集約型都市構造

中心市街地と交通結節点周辺等に各種都市機能を集約した都市構造。

■準防火地域

一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にしたり、屋根、開口部の戸、外壁等について防火構造にしたりするなど、防火上の観点から規制する区域。

■親水空間

河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間。

■浸水想定区域

降雨などで河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲。

■スマートシティ

新技術の活用により都市の機能やサービスを効率化・高度化していくことで、社会課題の解決や快適性・利便性を含めた新たな価値を創造する都市。

■隅切り

交差点での見通しをよくし、自動車や歩行者などの安全で円滑な通行のため、角地の土地の角を切取り道路状にすること。

■生活サービス

医療、福祉、子育て支援、買い物等の主に日常の生活を営む上で必要なサービス。

■ゼロカーボンシティ

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、排出量が実質ゼロに取り組んでいる都市。

新発田市は、令和3年6月23日に宣言。

▶た 行

■湛水防除（事業）

流域開発による流出量の増大や、地盤沈下等の立地条件の変化により、排水条件が悪化したことによる農作物被害を未然に防止するため、排水機、排水樋門、排水路などの新設、改修などを行うこと、又はその事業。

■地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。地域地区は、具体的には、用途地域、特別用途地区、その他の地域地区に大別される。

■地域防災計画

災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で策定された災害対策基本法第42条の規定に基づく法定計画。新発田市では平成10年3月策定。

■中心市街地活性化基本計画

現状の中心市街地及び中心市街地を取り巻く状況の変化に対応したまちづくりの基本理念、基本方針、活性化の方向性を示し、本市独自の歴史・文化や地域性などを踏まえ、地域資源を活用した中心市街地活性化の取組を展開することを目的に策定した計画。

■長寿命化

道路、下水道等の公共施設を、計画的に維持管理・修繕し、将来にわたって長く使い続けるために行う取組のこと。

■通過交通

その地域や沿道を目的地としない、地域を通過するだけの交通やその手段、あるいはその量。地域内交通と対義になる言葉。

■透水性舗装

道路や歩道をすき間の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水の確保や街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。

■都市基幹公園

都市計画公園のうち、都市の全体像を形成する大規模な公園であり、都市市民全般を対象としたもので、総合公園と運動公園で構成される。

■都市基盤（施設）

都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路・鉄道等の交通施設、公園、上下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設等を指す。

■都市機能施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市的サービス機能の増進に著しく寄与するもの。

■都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

■都市計画公園

都市計画上必要な都市施設として、都市計画に位置、名称、区域、公園の種別、面積などが定められた公園のこと。定めた区域内では建築の制限などがなされる。

■都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一つ。都市計画区域内で完結する道路は市町村が定めるが、一般国道、都道府県道、自動車専用道路の計画は、都道府県知事が定めることになっている。

■都市構造

都市を作っている交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で、都市空間の骨組みとなるもの。

■都市的サービス

商業機能、医療機能、社会福祉機能、教育機能、文化機能、公共サービス機能など、1つの都市又は周辺を含む圏域が機能するために必要なサービス。

■土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

■ 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく市街地開発事業のことで、土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩という）、道路や公園などを整備し、居住環境等の向上と計画的な市街地を形成するための事業。施行主体には、個人、組合、都道府県及び市町村が団体として行う行政庁、都市再生機構、住宅供給公社などがある。

■ 特化係数

対象地域における、ある産業部門の雇用や生産額の比率と全国における当該部門の雇用や生産額の比率を比較した係数。

▶ な 行

■ 2環状8放射

平成14年に「まちづくり交通計画」において位置づけた新発田市街地の幹線道路網の主軸となる道路。

■ 二次交通

拠点となる空港や鉄道の駅から目的地までの交通のこと。

■ 農業集落排水事業

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。生活環境と水質保全及び農業用排水施設の機能維持を図り、生産性の高い農業の実現を事業目的としている。

■ 農用地

耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧のために供される土地のこと。

▶ は 行

■ パークアンドライド (Park and Ride)

市街地の外周部や鉄道駅などに駐車場を設置して、そこから街中までは鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換えるシステムをいう。自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅まで行き、鉄道に乗り継ぐ形態。

■ ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示される。

■ バリアフリー（対策）

障がい者や高齢者などを取り巻く様々な障壁（バリア）を取り除くこと。段差など物理的な障壁のほか、心理的、制度的な障壁も含めた全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ 防災拠点

災害予防対策の指示、資機材・食糧等の備蓄、災者の受け入れを行うなど、防災活動の中核を担う拠点のこと。

■ ファサード整備

建築物等の正面からの見え方。主に通りに面している外壁の整備のこと。

■ ほ場整備

既成の農地の利用を増進するため、農地の区画等を整理し、用排水路等の整備によって、土地の特性を農業生産に適するように改良すること。

■ ボトルネック

自動車等の交通量が多く、渋滞や混雑が頻繁に発生している箇所。「瓶の首のように細く、詰まりやすい」という意味に由来する。

▶ ま 行

■マイ・タイムライン

洪水や台風など事前に被害規模が想定される災害発生時に、「いつ」、「何をするのか」を整理した個人の防災計画のこと。

■まちづくり総合計画

新発田市まちづくり総合計画条例に基づき新発田市が策定するまちづくりの基本的な方向を示す計画。条例第2条第1号の規定により、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される。

■水循環

海や地表面を通じて、水が降水と蒸発の過程を繰り返し一定のバランスが保たれていること。

■水のみち

新発田市中心市街地活性化基本計画では、「新発田川を再生し、水の持つ多様な豊かさと既存商店街との連携により、身近に水のあるまちの実現に向けて整備を行う」としている。

■最寄品

日用品や食料品など購買頻度が高く、消費者が時間をかけずに購入するような商品のことで、日用雑貨、生鮮食品（肉・魚・野菜）、一般食料品（菓子・パンを含む）を指す。

▶ や 行

■屋敷林

屋敷の周囲に、防風や防火、垣根の代わりとして、植えられている樹林。

■ユニバーサルデザイン

子どもや大人、外国人、障がいをもつ人や高齢者などすべての人にとって使いやすい建物や空間、製品、デザイン、社会の仕組み。

■用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために12種類に区分した地域の名称。

▶ ら 行

■立地適正化計画

まちづくりの誘導に特化した計画。市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされる。

新発田市では、平成29年3月に策定し、令和4年3月に改定。

■緑化推進条例

緑に満ちた健康で明るく豊かな市民生活のための市民の責務、事業者の責務、緑化を推進するための市の事業及び施策などを規定している。昭和49年6月施行。

■歴史のみち

市中心市街地活性化基本計画では、「新発田城祉公園から寺町を経て清水園に至る南北の軸は、城下町としての骨格が色濃く残る場所であり、市民の利用頻度の高い公共施設も立地していることから、この南北軸の回避性を高めるとともに、軸線上に点在している施設を、点から線へ、線から面へと広げるために整備を行う」としている。

▶ わ 行

■ワークショップ

まちづくりにおける住民参加の手法の一つ。参加者が体験し、情報を共有し、協働しながら何かを生み出す創造の手法。

新発田市都市計画マスタープラン

平成 29 年 3 月 31 日 改訂

平成 29 年 3 月 31 日 公表

令和 4 年 3 月 31 日 一部改訂

令和 4 年 3 月 31 日 公表

新発田市 地域整備課



新潟県新発田市